

Newsletter



Institute for International Monetary Affairs
公益財団法人 国際通貨研究所

イラン経済の行方

～経済制裁による影響を中心に～

公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部 研究員
竹山 淑乃
yoshino_takeyama@iima.or.jp

<要旨>

- イランは、国連と欧米諸国から受けていた各種制裁の一部が 2016 年 1 月に解除され、さらに 2017 年 5 月の大統領選挙にて対米融和路線のロウハニ大統領が再選された。国際経済への復帰のプロセスを歩んでおり、今後も経済成長は安定的に推移する見込みである。一方、石油輸出国機構（OPEC）における原油の生産調整の影響もあり、経常黒字の拡大は緩やかとなり、財政赤字も当面続く見込みである。
- 経済制裁により海外からの新規借入が困難だったことからイランの対外債務残高は減少し、2016 年時点で GDP 比 2%強と非常に低い水準である。また、外貨準備高は対外債務残高を大幅に上回り、返済原資は十分にある。ただし、①債務残高の統計が必ずしも十分に整備されていない、②外貨準備を含む対外資産が経済制裁により凍結されている、③支払い遅延金の発覚により 2015 年度に公的債務残高が突然増加した、④対外的な送金ルート確保や外貨交換等に技術的な問題がある、といった点には今後も留意すべきである。
- イランは制裁中に先進国との金融取引が滞ったことにより、適切な金融機能を失っている。よって、イランの金融当局、特に中央銀行は、制裁が一部解除された 2016

年前後から、バランスシートが傷んだ銀行セクターの安定回復や遮断されていた海外銀行との取引再開、および為替相場と物価の安定に力を入れている。

- 2016年1月の制裁の一部解除は、いわゆる核合意に基づいている。しかし、トランプ米大統領の就任により、その核合意の破棄や米国による制裁強化等の懸念が浮上している。米国のイランへの対立姿勢を受け、欧州を中心とした米国以外の国は貿易や投資の再開を一時中断する等、イランとの取引に慎重になっている。また、2016年1月に解除されなかった米ドル決済や米国人によるイラン取引等に対する制裁の行方もより不透明となっている。イラン経済の活性化には、貿易や海外からの投資の回復が必須であるが、米国のイラン政策や中近東政策の先行きが不透明な状況が続いており、同国の経済が完全に回復するには相当程度の時間を要する。

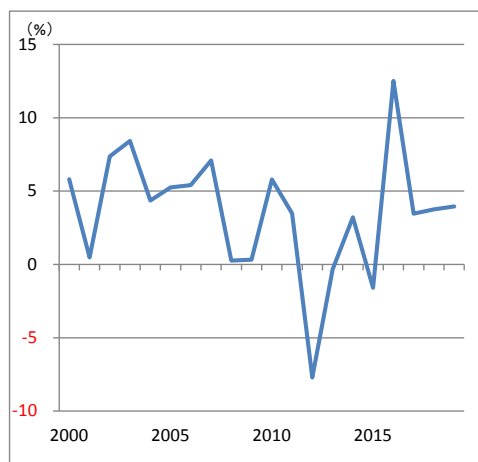
1. イラン経済の概観

イランは、国連と欧米諸国から受けていた各種制裁の一部が2016年1月に解除され、国際経済への復帰の道を歩んでいる。さらに、2017年5月の大統領選挙にてロウハニ大統領が再選したことにより、対米融和路線が維持され、経済は回復基調が続いている。特に2016年度¹は、制裁中に輸出が困難であった原油の関連部門の実質GDP成長率が61.6%と跳ね上がったため、イラン全体の実質GDP成長率も12.5%と2015年度の-1.8%から大幅に上昇した(図表1, 2)。ただし、制裁解除後も海外からの新規投資や貿易取引再開の手続きに時間を要したこともあり、2016年度の原油以外の分野の経済成長は相対的に小幅にとどまっている。

2017年11月のOPEC会合にて、イランはサウジアラビアやアラブ首長国連邦(UAE)と共に原油の生産調整による原油価格の維持を参加国に求めた。イラン自身は前回(2017年5月)の会合で決定した生産量上限(380万バレル弱)を今後も遵守する計画である(図表3)。このためイランの原油関連部門が2016年度のような急成長を続けることは難しいが、それ以外の部門は回復が期待されており、国際通貨基金(IMF)によると2017年度以降、イラン全体では4%強の安定的な成長が見込まれている。

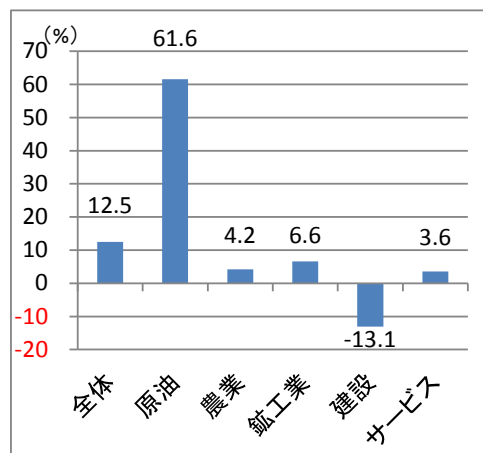
¹ イランの年度末は3月のため、上記の場合2016年4月から2017年3月までを2016年度と表記。

図表 1 実質 GDP 成長率の推移



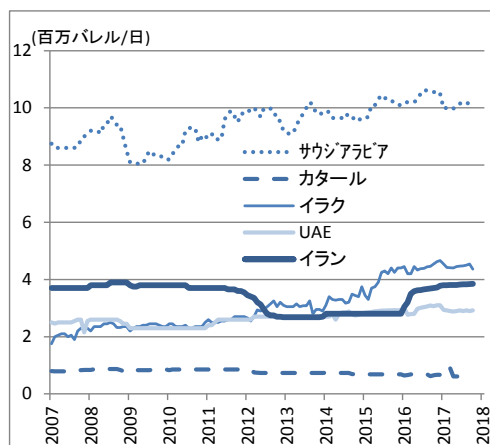
(出所) IMF 注: 2017 年以降は予測

図表 2 2016 年度の部門別実質 GDP 成長率



(出所) イラン中銀

図表 3 中東諸国の原油生産量推移

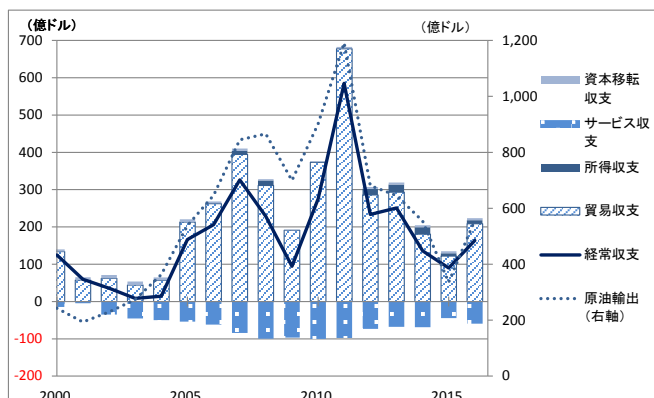


(出所) EIA

イランは 2000 年代半ばから貿易黒字がサービス収支の赤字を大幅に上回り、経常収支は黒字基調となっている (図表 4)。制裁解除に伴い今後は貿易取引の回復が期待されるが、原油については生産調整のため大幅な輸出増加が見込めないことから、2017 年度以降の経常黒字の拡大は緩やかなものとなるだろう。

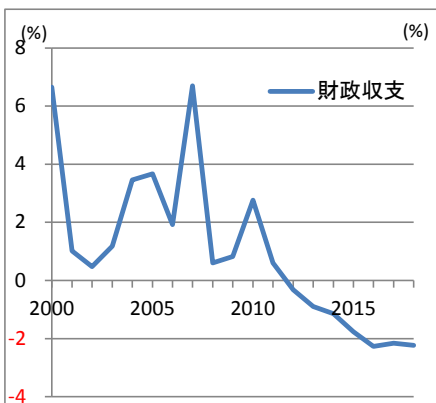
イランの財政収支は、原油価格の下落により原油収入が落ち込んだことなどから、2016 年度は GDP 比-2%の赤字を記録した (図表 5)。安定的な歳入確保のための付加価値税 (VAT) 導入に取り組んでいるものの、原油価格の大幅な上昇が見込みにくいなか、2017 年度以降も同水準の財政赤字が続くとみられている。

図表 4 経常収支内訳推移



(出所) イラン中銀 注: 2016 年度は推測

図表 5 財政収支



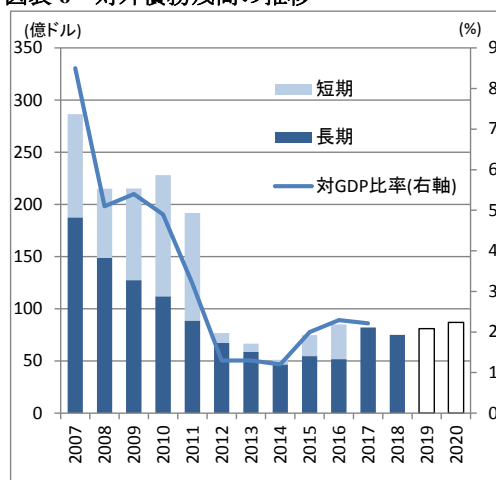
(出所) IMF 注: 数値は推計。2017 年度以降は予測

2. イランの債務問題

(1) 対外債務残高の推移

2011 年以降の欧米諸国による経済制裁強化により、海外からの新規借入が困難となり、イランの対外債務残高はいったん大きく減少した (図表 6)。その後、経済制裁が緩和されるにつれ、欧米諸国のイラン関連取引が再開され、短期債務 (特に海外銀行が設定する輸入向け貿易信用枠によるもの) は幾分増加した。それでも、2016 年度時点の対外債務残高は 84 億ドル、対 GDP 比 2% 強と非常に低い水準である。なお、イランの対外債務の統計は「対外債務ガイドライン」を十分に満たしていないという IMF の見解には、一定の留意が必要である。

図表 6 対外債務残高の推移



(出所) IMF 注: 2017 年以降は予測

国際決済銀行（BIS）統計を用いてイラン向け与信残高（グロス）を国ごとにみると、2002年からの段階的な制裁強化により、各国からの与信は総じて減少傾向にある（図表7）。2016年の制裁解除後、スウェーデンとトルコの与信残高が増加傾向に転じているが、その他の国は米国の制裁動向を見極めながら新規与信を検討しており、現時点で与信残高は底を打っていない。一方、この統計には、近年イランに対するインフラ開発の投資を活発化させている中国やインドをはじめとする、ほとんどの新興国が含まれていない。このことを勘案すると、新興国からの借入が増加している可能性は残る²。

図表7 イラン向け与信残高（グロス）の推移

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017/2Q
フランス	4,023	2,727	2,203	1,177	2,019	1,445	893	-	838	500	302	258	161
スウェーデン	356	155	259	143	47	83	274	21	28	34	2	6	43
ドイツ	2,197	2,040	2,072	2,635	2,391	2,006	1,576	1,034	178	104	51	34	28
トルコ	-	8	-	-	8	68	46	-	-	-	-	2	17
韓国									130	124	54	27	16
英国	673	319	559	295	262	344	291	171	114	55	10	7	5
スペイン	143	93	75	29	9	9	11	32	9	8	4	2	2
オーストリア	272	155	148	43	18	25	53	-	-	-	6	39	1
オーストラリア	-	32	14	8	8	20	13	8	6	3	3	1	1
イタリア	209	146	538	359	98	114	193	169	111	71	-	-	-
ベルギー	1,461	1,427	1,453	1,008	40	29	21	16	11	4	1	-	-
日本	1,550	606	246	56	7	-	-	2	1	1	1	1	-
米国	-	-	-	22	-	-	-	-	-	13	1	-	-
その他	1,615	1,450	1,226	823	645	560	402	1,239	77	50	95	83	58
全体	12,499	9,158	8,793	6,598	5,552	4,703	3,773	2,692	1,502	967	529	460	333

（出所）BIS

（2）対外債務の支払い能力

イランの外貨準備高は1,400億ドル強と、対外債務残高（100億ドル未満）をはるかに上回っており、返済原資は十分にある（図表8）。しかし、以下4点には今後も留意すべきと考える。

- ・ IMFの4条協議レポート（以下、IMFレポート）によると、イランの対外資産にかかわるデータは必ずしも十分に整備されていない。また、イランの中央銀行（以下、中銀）は1983年以降外貨準備高の公式発表をしておらず、上述のデータはIMFの推計によるものである。
- ・ 近年積み上がっているとされる外貨準備であるが、制裁発動時には欧米諸国によりその外貨の利用が凍結された。すでに約300億ドルの外貨預金（外貨準備の一部）は凍結が解除済みとされるが、依然として凍結されたままで対外債務の返済原資に

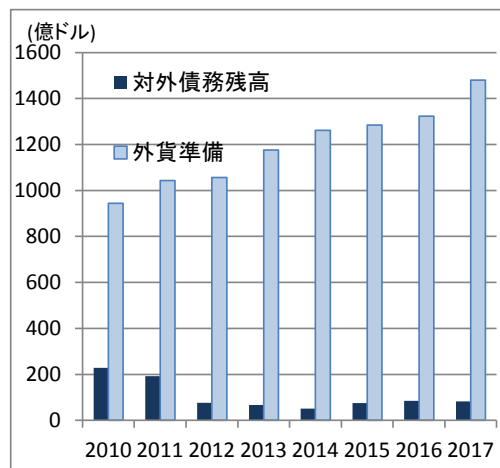
² イランから原油を大量に輸入している中国やインドはその代金を見合いにインフラ開発の投資をしており、その結果、イランの借入はほとんど生じていないとの見方もある。

充当できない外貨準備が多いと考えられる。

- IMF レポートによると、イランの公的債務残高は従来、GDP 比 10% 台と低い水準にあるとされていた。しかし、2015 年度にイラン政府の多額の支払い遅延金の存在が認識されたことから、同年度の公的債務残高は統計上、GDP 比 42.5% まで跳ね上がった（図表 9）。（ただし、そのうちの対外債務の割合は不明確。）
- IMF レポートによると、イランでは長年の制裁により、対外的な送金ルート確保や外貨交換等に技術的な問題が生じ、そのため対外債務の返済が遅延していた。2016 年の制裁解除以降、イランと海外の銀行のコルレス（外国為替取引）網は回復しつつあるものの、現在も米ドルを中心に送金に制限が残っており、返済が滞りやすい状況にある。

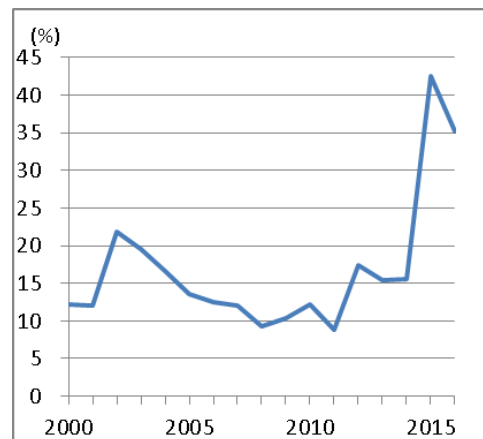
加えて、今後、イランは制裁解除に伴う輸入の増加と海外勢によるインフラ開発の拡大により、ドイツやフランスをはじめとする欧州諸国に加えて、中国やインド等からの借入が増加する可能性がある点にも、一定の注意をすべきと考える。

図表 8 対外債務残高・外貨準備高の推移



(出所) IMF
注：外貨準備高と 2017 年の対外債務残高は推計

図表 9 公的債務残高の GDP 比



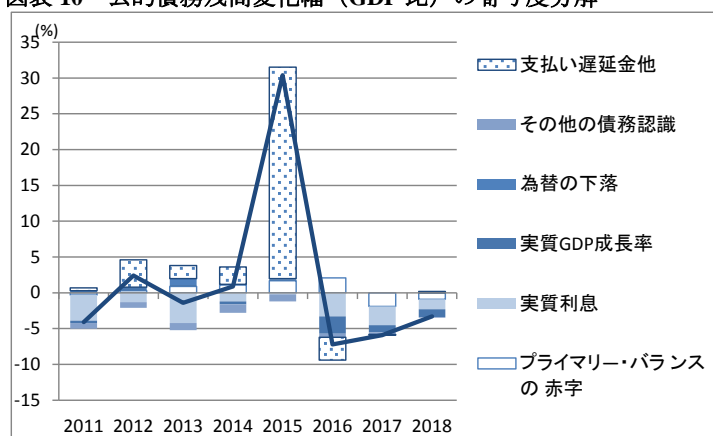
(出所) IMF
注：2016 年は推計

(3) 政府における民間金融機関からの借入金の返済状況

イラン政府における民間金融機関からの借入金の返済延滞に関する情報は限定的であるが、2014年・2015年・2017年（2016年は刊行されず）のIMFレポートから「遅延金」や「延滞金」に関する記載をまとめると、以下のとおりである。

- ・ 2014年と2015年のIMFレポートでは、「対外支払いの延滞金（external (technical) arrears）」は、制裁による技術的な支払いの難しさによるものとされていた。すなわち、これは財務上の問題による延滞ではなかった。
- ・ 2014年と2015年のIMFレポートでは、公的債務残高はGDP比10%台と低い水準で推移していたが、2017年のIMFレポートで突然、2015年に同29.5%もの「支払い遅延金」が生じていた（The large residual in 2015 corresponds to the recognition of government arrears.）と記載され（図表10）、公的債務残高は同42.5%までいったん急増した（前項図表9）。

図表10 公的債務残高変化幅（GDP比）の寄与度分解



(出所) IMF

注：2017年以降は予測

- ・ 2017年に発表されたIMFレポートとイラン中銀の資料によると、「イラン政府の銀行に対する支払い遅延金（Government's arrears to the banks³）」はGDP比10.6%。これに比べて、イランの国全体の「対外債務残高の支払い遅延金（Total external debt arrear）」は同0.6%と少ない。これらから、「イラン政府の銀行に対する支払い遅延金」のほとんどは国内銀行に対するものであると推測される。

³ Monetary survey に基づくデータ。

図表 11 イランの GDP に対する銀行への支払い遅延金の割合

内容	対GDP比	出所
2016年度公的債務残高	35.2%	IMF
政府の銀行に対する支払い遅延金	10.6%	
2016年度対外債務残高	2.3%	IMFと中銀
2016年度対外債務残高のうちの支払い遅延金	0.6%	中銀

注：遅延金は IMF 又は中銀による推計

- ・ 「延滞金」および「遅延金」の今後の推移に関する予測は示されていない。しかし、2017年のIMFレポートによると、イラン政府は予算や財政管理上、すでに発生した「政府の支払い遅延金（government arrears）」を認識し、それを解消するための管理（証券化など）を進めている。過去には、中央政府以外の公的機関が議会で決議された予算とは別に借入れや保証契約を行い、その支払い費用を中央政府に付け替えていた。しかし、今後は中期的財政枠組み（MTFF）を構築し、公的部門全体で支払い遅延金を含めた債務管理を進めていく方針である。

3. イランの金融関連の問題

イランは欧米を中心とした先進国との金融取引が滞っていたことにより、適切な金融機能を失っている。よって、イランの金融当局、特に中銀は、制裁が一部解除された2016年頃からバランスシートが傷んだ銀行セクターの安定回復や遮断されていた海外銀行との取引再開、および為替相場と物価の安定に力を入れている。

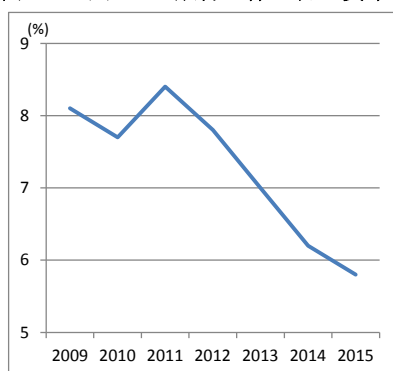
(1) 銀行セクターの不良債権問題

イランの銀行セクターは、欧米からの長期にわたる制裁と自身の不十分な債権管理により、セクター全体の不良債権比率が2016年度に12%台に達している。特に、アフマディネジャド大統領時代に政府が主導していた低所得者向け住宅ローン政策で貸出が急増した中小規模の銀行は、その後にバランスシートが毀損（きそん）して、中銀から資金繰りの支援を受けている。しかし、金融制度が未整備であるため、適切な不良債権処理が行われていない。そのため、2011年度末に8.5%であったイランの銀行セクターの自己資本比率は年々悪化し、2015年度末には6%を割り込んでいる（図表12）。

イラン中銀は銀行セクターの改革が必要と考えており、IMF等の国際機関もそのための技術指導を行っている。具体的には、経営状態が悪化している中小銀行への資本注入や銀行どうしの再編、支払い遅延金や債務の証券化などである。今後は、イラン中銀からの金融支援ではなく、証券化を活用した資本市場からの資金調達を拡大させ、長期的

な金融の安定化を図ることが課題となる。また、イラン中銀は個別銀行への指導を強化しており、海外投資家の取り込みに向けて情報開示の透明性向上や国際基準への準拠を進めるために、バーゼル規制やマネーロンダリング防止策の導入を積極的に行っている。

図表 12 イランの銀行全体の自己資本比率

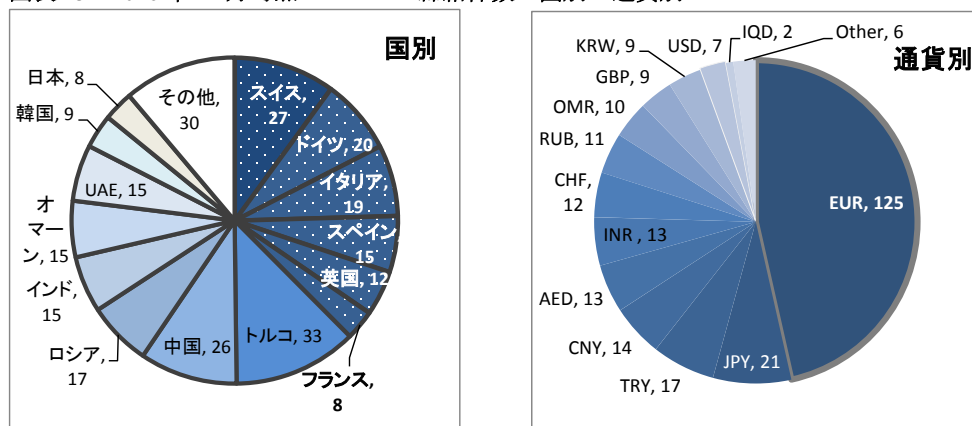


(出所) IMF 注) 横軸は年度末

(2) 外国銀行との決済にかかわる問題

イランでは 2016 年 1 月の制裁解除以降、国内銀行と外国銀行が輸出信用状 (LC) 取引や送金取引を復活させるためのコルレス網を再度構築しており、コルレス締結数は制裁中の 50 件から 2016 年末には 238 件⁴まで回復した。締結先の外国銀行の 3 分の 1 が欧州系であり、決済通貨の半数近くはユーロ建てである (図表 13)。ただし、米国の経済制裁の行方が不透明であるため (後述)、欧州系であっても大規模な銀行とはコルレスが再構築されていない、または、コルレスは締結しているが決済に時間を要している。このように、大規模な投資や貿易に適した決済環境は整っておらず、それが外国企業のイランへの新規進出や貿易取引再開にとり障害となっている。

図表 13 2016 年 12 月時点のコルレス締結件数 国別・通貨別



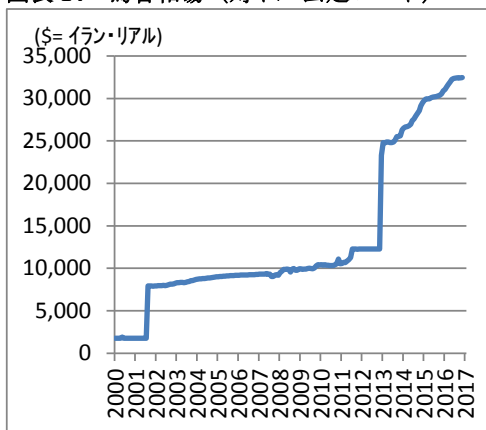
(出所) IMF 注: 水玉網掛け部分の欧州系銀行は合計 101 件

⁴ 制裁直前のイラン銀行と外国銀行のコルレス締結件数は 633 件に及んでいた。

(3) 為替相場と物価安定にかかわる問題

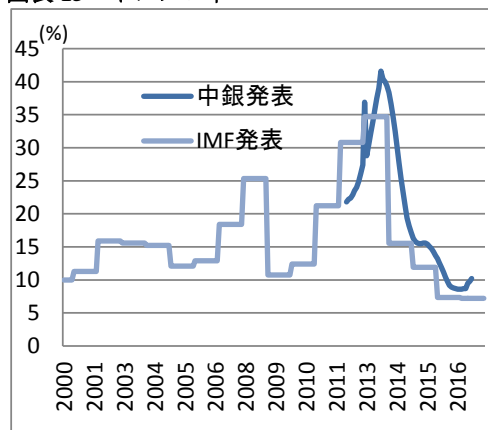
イラン・リアル対ドル公定レート推移をみると、制裁強化に伴い下落傾向をたどり、特に2013年は1年間で半分以下の価値となった(図表14)。その後、ロウハニ大統領が国際社会との融和路線を進めていくと、対ドル公定レート下落ペースはやや鈍化し、つれてインフレ率は低下基調に転じた(図表15)。イランは、外貨準備高こそ十分にあるものの、制裁の影響により自由に使用できる外貨が限られている。そのため、イラン中銀は為替相場下落基調を抑えるべく通貨供給量を管理しているが、中銀が公表する公定レートと市場レート⁵が大きく乖離(かいり)し、二重相場が生じている。市場レートは公定レートに比べて1ドル当たり5,000イラン・リアル前後下落している模様であり、特に、民間企業の貿易決済に悪影響を与えていると指摘される。IMFからも二重相場を解消し、市場を開放すべきとのコメントが出ており、イラン中銀は2つのレートの一歩化に向けて取り組んでいる。しかし、外国銀行とのスムーズな決済が実現できていない(前述)、為替取引の電子端末の導入が遅れており、外貨のインターバンク市場への有力な海外プレーヤーの参加が限定的であるなど、総じて市場が未整備であるため、依然として二重相場の解消には至っていない。

図表14 為替相場(対ドル公定レート)



(出所) イラン中銀

図表15 インフレ率



(出所) イラン中銀、IMF 参考指標：年間平均レート

⁵ 制裁中に銀行に代わって民間の両替を担う両替会社が使用するレート。

4. 米国による経済制裁の行方

2002年からイランによる核兵器開発疑惑が浮上し、欧米諸国は段階的にイランへの経済制裁を強化した。しかし、2013年に対米融和路線のロウハニ氏がイランの大統領に就任し、経済制裁は緩和方向に向かった。2015年、国連安全保障理事会にて常任理事国（米英仏露中）、独およびイランによる「包括的共同行動計画（JCPOA）」の合意（以下、核合意）が承認され、2016年1月に国連と欧米諸国から受けていた各種経済制裁の一部が解除された。

現在もこの核合意に基づく、イランに対する経済制裁の一部解除は維持されている。しかし、2017年1月に米国大統領に就任したトランプ氏がイランとの対立姿勢を明らかにしたことから、核合意の破棄や米国による経済制裁の強化が懸念されるようになった。

図表 16 欧米諸国や国連による経済制裁の流れ

時期	出来事
2002年～	イランによる核兵器開発疑惑が浮上。
2005年8月	反米派のアフマディネジャド大統領就任。イラン核開発計画を進める。それに対し、国連、欧米諸国は制裁を強化。
2013年8月	対話路線のロウハニ大統領就任。国連安保理常任理事国（米、英、仏、中、露）、独とEUによるイラン核問題解決に向け、本格的に交渉再開。
2013年11月	イラン核開発問題の最終解決に向けた共同行動計画発表（Joint Plan of Action）
2015年5月	米国内にてイラン核合意再検討法（INARA）成立。
2015年7月	国連安保理にて包括的共同行動計画の最終合意（Joint Comprehensive Plan of Action以下、核合意）承認。安保理決議第2231号を採択。
2015年10月	核合意の採択日（Adoptin Day）
2016年1月	核合意の実施日（Implementation Day） 国際原子力機関（IAEA）は、2015年7月に承認した核合意の中で定められた核関連措置をイランが履行したことを確認したと発表。イランが核開発の規模を縮小する代わりに、主要6カ国が核問題で課していた制裁の解除に合意。
2016年12月	米国連邦法のイラン制裁法の10年間の延長。
2017年2月	1月にイランが弾道ミサイル発射実験したのを受けて、新たに制裁対象者をSDNリストに追加。
2017年3月	中国通信機器大手によるイラン制裁法令の違反に対し、OFAC等への示談金の支払ったことを公表。
2017年4月	INARA法に基づき、イランによるJCPOAの遵守を米国大統領が認定。
2017年5月	ロウハニ氏が大統領に再就任。
2017年7月	トランプ大統領はイラン核合意を酷評し、JCPOAの破棄を主張していたが、引き続き、イランによるJCPOAの遵守を認定。
2017年10月	トランプ大統領がイランのJCPOA遵守を認定せず、60日以内に連邦議会は経済制裁再開法案を上程、審議することが可能となる。
2017年10月	欧州諸国から、イランはJCPOAを遵守しているとコメントあり。
2017年12月	10月にトランプ大統領が不認定と判断した核合意に基づき、審議を行っていたが、米議会はイランに対する制裁再開の手続きを見送り、核合意は当面維持される見通し。
2023年10月 予定	核合意の移行日（Transition Day）、またはイランの国内にある核物質が平和利用目的であるとの報告の提出の早いタイミングに弾道ミサイルや軍民両用財関連のEU制裁解除。米国は制裁法終了に向け努力。
2025年10月 予定	国連安保理決議終了。手続き条項を含めたすべてのEU制裁解除。

（出所）各種報道

(1) 米国財務省外国資産管理局（OFAC）の規制の内容

米国財務省外国資産管理局（以下、OFAC）は、外国企業の所有する米国内の資産に関する規制を統括し、米国の外国に対する経済制裁の権限を有しており、近年の制裁対象国と制裁内容のガイドラインを公表している。

米国による制裁は「米国人（US persons）⁶」に対する一次制裁（primary sanctions）と、「非米国人（Non-US persons）」に対する二次制裁（secondary sanctions）に分かれており、2016年の制裁解除では二次制裁の一部⁷の適用を一時停止し、それに関する大統領令を廃止した。また、二次制裁にてOFACが管理する制裁対象者のうち、核合意で定められた人物・団体を除外した。

現在残っている主なOFACの制裁は以下のとおりである。

- ・ 「米国人」によるイランとの取引（一次制裁）
- ・ 「非米国人」による米国技術のイランへの移転（イランに対する、米国あるいは第三国経由で直接的・間接的に行われる、米国原産⁸の物品・技術・サービスの提供（再輸出含む）など）
- ・ 「非米国人」による、米ドル決済をはじめ米国金融システムを利用したイランとの資金決済取引
- ・ OFACが引き続き管理する制裁関連法令に基づき資産凍結等の制裁の対象者として指定された者⁹がかかわる取引（Specially Designated Nationals And Blocked Persons List 以下、SDN リスト）

2016年1月の制裁解除は、あくまでイランによる核兵器開発疑惑に対する制裁の解除であり、テロ支援、ミサイル開発および人権問題などに関する制裁は引き続き残存する。

⁶ 「米国人」とは以下のいずれかに該当する人・団体を意味する。以下定義に該当しない人・団体は「非米国人」ということになる。

- ・ 米国籍および米国永住権保持者
- ・ 米国内に存在するあらゆる人・団体
- ・ 米国企業の海外支社および米国企業が過半数出資する現地法人

⁷ 「非米国人」とイランによる金融、保険、エネルギー・石化産業、船舶輸送・造船・港湾操業、金属、自動車産業など多岐の分野におよぶ取引。

⁸ 米国外で外国製品に組み込まれた（イラン向け）製品のうち、米国の規制対象となっている部分の価額が、（イランに）輸出される外国製品全体の価額の10%に満たない場合は除く。

⁹ 制裁の対象者として指定された者により合計50%以上所有されている者、実質的に支配されている者の取引も含む。

(2) トランプ政権の核合意に対する政策変更リスクとその影響

米国はイランに対する制裁解除を見据えて、2015年5月に米国内法の範囲でイラン核合意評価法（以下、INARA）を成立させた。INARAでは、イランが前述の核合意を完全に履行し、合意事項の内容に違反していないかを、90日ごとに米国大統領が議会に報告する旨が定められている。

トランプ大統領は過去2回の報告ではイランの核合意遵守を認定していたが、2017年の10月13日の報告では、「イランがテロ支援などで中東を不安定化させ、平和と安定をもたらすべき『合意の精神』を守っていない」という理由により不認定とした。世界各国は60日以内に米議会がトランプ大統領と同様の判断を下し、制裁を再発動する可能性を懸念して早速対応した。具体的には、欧州連合（EU）首脳や英独仏が、共同声明にて米国の一方的な核合意の破棄とそれに伴う制裁の再開を批判すると共に、トランプ大統領に自制を促した。一方、イランへの投資の再開を検討していた企業では、今後の行方を確認するまで、その検討を一時中断せざるを得ない状況が続いている。

結局、米議会は60日後の12月13日までにイランに対する制裁再開の手続きは取らず、核合意は維持された形となった。しかし、この問題は繰り返し浮上する可能性がある。上述のように、トランプ大統領はINARAに基づいて、90日ごとにイランによる核合意の遵守を認定するか否かを議会に報告することになっている。2018年1月の報告では、核合意の遵守を認定し、イランに対する経済制裁の解除を継続する方針を決定したが¹⁰、今後も米国は継続的にイランの核合意遵守を監視する。次回の報告のタイミングは2018年4月中旬である。

以上を踏まえて、今後の核合意に関わる制裁の行方を以下の①～③のシナリオに整理すると共に、その他の制裁の可能性についてもまとめてみた。

【核合意に関わる制裁の行方のシナリオ】

- ① 米国以外の核合意締結国が核合意を破棄し、国連の安保理制裁を再開する
→可能性は極めて低い。

少なくとも現時点では、国際原子力機関（IAEA）のイラン核施設の査察を通じて、イランは核合意を履行していることが確認されており、これに基づく核合意破棄の判断はできない。また、仮に核合意を破棄した場合、米国やその同盟

¹⁰ 核合意に関わる制裁とは別に、イランの弾道ミサイルプログラムおよび反政府運動の弾圧を理由に14個人・団体を新たに制裁対象に加えた。

国の安全保障および中東和平への影響は多大である。核合意は平和を目的としたものであり、米国がその破棄を示唆するような刺激的な行動をとり、それを受けてイランが核開発を再検討することを米国以外の国々は懸念している。このため、米国が核合意破棄に向けた行動を起こしても、それを支持する国は現れず、むしろその度に、特に欧州を中心に核合意継続を求める声明が発表されることになる。

② 米国が核合意に基づいて一部解除した自国の制裁を再発動する

→短期的には可能性は低い。

米国の議会が2017年12月13日までに制裁再開の手続きをとらなかったことに示されるように、再度トランプ大統領がイランによる核合意遵守を認定しなかった場合、議会がそれに同調して制裁再開の手続きを進める可能性は低い。実際、そのようなトランプ大統領の行動は、世界各国からの不信感を一段と高めることになり、米国の対外政策上、不利であると考えられる。

③ 核合意は維持され、現状の制裁解除が継続される

→可能性が高い。

2017年10月のトランプ大統領によるイランの核合意遵守の不認定は、A) 大統領選挙中に公言した「核合意の見直し」への取り組みを米国内の支持者向けに示すこと、B) 敵国に対する米国の厳しい姿勢を対外的に示すこと、の2つが目的であり、イランに対する制裁の再開を本気で求めているわけではないとの見方ができる。

実際に10月以降、トランプ大統領は直接イランに対して圧力をかけるような行動はとっていない。加えて、マティス国防長官ら政権幹部の多くは中東情勢の安定を重視しており、議会も同様に核合意維持の判断をしている。よって、今後も核合意が維持され、現状の制裁解除が継続される可能性が高い。

【核合意以外の制裁の可能性】

- ・ トランプ大統領の権限の範囲内でイランに対する制裁を再開する

大統領令の復活、対イラン制裁関連法の再適用、SDN リストの修正等の可能性が考えられる。

- ・ 米国または欧州諸国による核合意の範囲外での新たな制裁が発動される

2017年9月に弾道ミサイル実験を実施したイランに対し、トランプ大統領はイランのミサイル開発分野を制限するための制裁発動を議会に求めている。核合意の維持を訴えているフランスのマクロン大統領も、ミサイル開発に対する制裁

は核合意とは切り離して検討する姿勢をみせている。

イラン経済の回復基調を維持するためには、原油以外の分野も含めた貿易取引や海外からの投資の回復が必須である。シナリオ①、②のような核合意破棄やそれに伴う制裁再開の場合は、米国だけでなく米国以外の国との貿易や投資も再開は難しくなり、イラン経済は制裁解除前水準まで落ち込む可能性がある。

一方、シナリオ③であっても、予断を許さない状況が続く。核合意にはスナップバック条項¹¹が付けられており、2017年10月に世界各国が核合意の破棄を恐れたように、いつでも制裁再開の引き金がひかれ、世界中に動揺が走る可能性がある。この場合は、貿易・投資取引を再開させた企業が取引を一時中断し、さらには、決済環境を回復させようとしている欧州大手銀行などがコルレス網の再構築をためらい、その結果、イラン経済の回復基調が弱まる可能性がある。こうしたなか、大型投資を決定したエネルギー大手トタルや合併設立を発表した自動車大手ルノーをかかえるフランスは、活性化しつつあるイランとの経済取引を維持するために、核合意の維持を主張すると共に、イランの核開発以外の問題に対する制裁は核合意とは切り離すべきとしている。

また、シナリオ③の場合でも、米国の一次制裁は引き続き適用されている。すなわち、米ドルを使用したイランとの取引や米国企業が過半数を出資する現地法人等、米国に関連する企業のイランとの取引は制限されており、これがイラン経済の回復の障害となっている。2023年10月の核合意の移行日までイランが核合意を遵守した場合、米国は一次制裁の終了に向けた手続きに進む予定としている。しかし、イランに対して高圧的な態度で臨むトランプ大統領の例にみられるように、2023年時点の米政権の方針次第で、この一次制裁解除が実施されない可能性も残る。このように、米国のイラン政策や中近東政策は先行きが不透明な状況が続いており、イラン経済が完全に回復するには相当程度の時間を要すると考える。

以上

¹¹ 核合意が採択された10年後の国連安保理決議終了日（2025年10月18日）までに、イラン側の核合意の不履行が発覚した際に、ただちに制裁が再発動する条項。

<主要参考文献>

“2016 Article IV Consultation-Press Release; Staff Report; and Statement by the Executive Director for the Islamic Republic of Iran,” IMF, 2017 年 2 月,

“Islamic Republic of Iran : Selected Issues,” IMF, 2017 年 2 月,

“2015 Article IV Consultation-Press Release; Staff Report; and Statement by the Executive Director for the Islamic Republic of Iran,” IMF, 2015 年 12 月,

“Islamic Republic of Iran : Staff Report for the 2014 Article IV Consultation,” IMF, 2014 年 4 月,
「制裁解除後のイラン経済の動向」 国際通貨研究所 Newsletter 2017 年 30 号、竹山淑乃

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2018 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>